

堺市長 竹山 修身 様

- 大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二
大阪市北区錦町 2-2 国労会館 06-6354-8662
- 堺社会保障推進協議会
会長 今田 光俊
堺市堺区北花田口町 3-1-15 堺労連内 072-221-8384

堺市介護保険新総合事業(案)に関する要望書

堺市は、1月8日の社会福祉審議会高齢福祉専門分科会で「介護予防・日常生活支援総合事業案」を示しました。堺市は、要支援者のホームヘルパー・デイサービスについて、現行相当サービスを残しつつも、「多様なサービス」の名のもとに無資格者によるサービスや報酬の引き下げなど、重要な内容を含んでいます。

利用者の実態も見ず、事業者や介護従事者の声も聞かないまま提案された「安物サービス」では、現在でも人材確保に苦勞し、昨年の報酬引き下げで運営が困難になっている事業者にさらに追い討ちをかけ、サービスの質の低下をもたらし、利用者の生活にも支障をきたすおそれがあります。要支援の方にとって、ホームヘルパーやデイサービスは生活していくうえで、かけがえのないものとなっています。

堺市におかれましては、市の事業に移行しても、これまでどおりと変わりなくホームヘルパーやデイサービスが利用できるようにして下さい。下記内容の実現を強く要望します。

【要望内容】

- ① 総合事業に移行してもすべての利用者が、訪問・通所ともすべて現行相当サービスを利用できるようにすること
- ② 訪問型サービスの生活援助をホームヘルパーから無資格者によるサービスへの置き換えを行わないこと
- ③ 通所型サービスについては、報酬単価の低い「緩和型」は導入しないこと
- ④ 総合事業の各サービスについては「併用」をみとめること
- ⑤ 平成29年4月1日一斉移行でなく更新者からの順次移行とすること
- ⑥ 区役所窓口では相談者に対し、まず要介護認定の申請を受け付けることを徹底し、基本チェックリストは希望者のみに実施すること
- ⑦ 「自立支援型マネジメント」に名を借りたケアプラン支援会議は導入しないこと。
利用者のサービス選択権を保障すること
- ⑧ 総合事業の実施に当たっては、事前に関係者の意見を聞き、協議を尽くし合意を得たうえで行うこととし、一方的に進めないこと